



上向台小だより

5月号
西東京市立上向台小学校
令和6年5月1日

<http://www.nishitokyo.ed.jp/e-kamimukoudai>

学校における働き方改革の推進について

～子どもたちと向き合う時間を確保するために～

副校長 河又 学

数年前のことですが、所用で銀行に行くことがありました。日中は授業をしているため、下調べもせず夕方に到着したところ、既に窓口が閉まっていた。後で調べると、銀行は銀行法施行規則で、「午前9時から午後3時まで」と定められていることが分かりました。「午後3時に仕事が終わるなんていいな!」と思いましたが、実はその日に受け付けた振込や現金の処理、手紙・小切手の処理などの業務を行っているようです。

学校も同様で、児童が下校した後に様々な仕事をしています。教員の勤務時間は1日7時間45分で、その間に45分間の休憩を取ることが義務付けられています。本校の勤務時間は、基本的に下のとおりです。

出勤	8:15
朝学習 1・2時間目	8:35
中休み	10:25
3・4時間目	10:45
給食	12:20
昼休み	13:05
5・6時間目	13:25
会議	15:00
休憩	15:40 (45分間)
会議	16:25
退勤	16:45

この表を見ていただくと、休憩がお昼の時間帯ではなく夕方に設定されていることに、違和感を覚える方もいらっしゃるかもしれません。給食は給食指導で休憩時間を取ることができないため、放課後の15時40分から16時25分までの45分間を休憩時間として設定しています。しかし、その休憩時間も、その日の授業のまとめや翌日の授業の準備、保護者の方への連絡などを行っているのが実態です。その休憩時間の前後には、毎日のように会議（職員会議・学年会・各分掌の打ち合わせ）が設定されています。

文部科学省「教員勤務実態調査」（令和4年度実施）によると、国の指針で定める「月45時間」の上限を超える時間外勤務（残業）をしていた小学校教員が64.5%いるなど、長時間勤務の教員が、依然として多いことが明らかになりました。（ちなみに、本校で令和5年4月に月45時間以上の時間外勤務をしていた割合は34.3%でした。）

このため、文部科学省は教師のこれまでの働き方を見直し、学校における働き方改革を進めています。令和5年9月8日に文部科学省から発出された『「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日）中央教育審議会 初等中等教育分科会 質の高い教師の確保 特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）』には、次のような記述があります。

取組の具体策

- 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進
 - 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組
 - 各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し
 - ICTの活用による校務効率化の推進
<中略>
- 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実
 - 教職員定数の改善
 - 支援スタッフの配置充実
 - 処遇改善
 - 教師のなり手の確保

具体策1(1)の3分類は、次のように分けられています。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (給食、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (給食、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
<small>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</small>	<small>※ 部活動の設置・運営は法上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が範囲を担わざるを得ない実態。</small>	⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

表の3分類の中で、本校では「①登下校に関する対応」について、登校時に南門や正門に「上小ガーディアンズ」などのボランティアの方が立ち、児童の安全を見守ってくださっています。また、「④地域ボランティアとの連絡調整」については、令和4年度から配置されている「地域コーディネーター」が担っています。⑨⑩⑪⑫⑭などは、スクール・サポート・スタッフや副校長業務支援員、学年教育アシスタント、校内別室指導支援員、学校生活支援員などの支援スタッフが業務に当たっています。加えて、具体策1(2)に関しては学校行事の精選や重点化を図ること、1(3)に関してはフォームによる出欠席連絡、学校便りと学年便りの一元化、学校メール配信システム(すぐる)による各種お便りの配信など、学校における働き方改革を推進しているところで

す。また、3(1)に関しては、子どもたちへの学びの質の向上の観点と指導授業時数の軽減の観点から、小学校高学年の教科担任制を今年度から導入しています。

子どもたちに効果的な教育活動を行うためには、教員が健康で生き生きと働くことが大切です。そのために、子どもたちと向き合うための時間や、授業の質を高めるための授業準備の時間を十分に確保していきたいと考えます。

未来を担うのは、子どもたちです。保護者や地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、子どもたちへのよりよい学校の教育環境を整えていきたいと思っております。御理解、御協力の程、どうぞよろしくお願いいたします。